



2015年12月7日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 室町 正志  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 元役員に対する損害賠償請求訴訟について

当社は、元役員に対する損害賠償請求訴訟について、本日17時45分から、記者会見において当社監査委員から説明を行います。つきましては、その説明概要につき、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、2015年11月7日付「役員責任調査委員会の調査報告書の受領及び当社元役員に対する損害賠償訴訟の提起並びに米国における訴訟等に関するお知らせ」においてお知らせしておりますとおり、今回の不適切会計処理問題に関して、11月7日、西田厚聰、佐々木則夫、田中久雄、村岡富美雄、久保誠の5氏（以下「被告ら」）に対し、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しております。訴訟提起時に損害額の内金3億円を被告らに請求いたしましたが、本日、証券取引等監視委員会により73億7,350万円の課徴金納付勧告がなされたことを受け、新たな損害の発生がほぼ確実となりましたので、監査委員会としては、訴訟における請求額を拡張する方針です。

今後、上記の納付勧告に基づき金融庁から課徴金納付命令がなされ、当社がこれを支払った時点で当社の損害として確定するため、その時点で請求額の拡張を行います。

本件訴訟における請求額の基本的考え方は、以下のとおりです。

- ① 本件訴訟は、今回の不適切会計問題に起因して、会社に発生した損害のうち、被告らの法的に任務懈怠が認められた行為と相当因果関係の範囲内にあるものについて賠償を請求するものです。
- ② 役員責任調査委員会の報告書では、不適切な会計処理の修正のために会計専門家に支払った対価、上場契約違約金、信用毀損の他に、罰金・課徴金が、当社に発生し

た損害とする余地がある、とされており、これらのうち被告らの任務懈怠と相当因果関係の範囲内にある金額を被告らに請求いたします。

- ③ 当社に発生した損害は、11月7日の提訴の時点では、(1)会計専門家に支払った対価が約9億円、(2)上場契約違約金が約1億円、(3)信用毀損が少なくとも1億円であると評価し、その時点における損害が10億円を超えると考え、そのうち被告らの任務懈怠と相当因果関係のある範囲は、3億円を下らないと判断いたしました。本日、当社が支払うべき課徴金の具体的金額がほぼ確定いたしました。課徴金を支払った際に請求を拡張する分の金額についても、訴訟代理人とも協議しつつ、各被告の任務懈怠との相当因果関係が認められる範囲を検討し判断いたします。

なお、役員責任調査委員会によれば、不適切会計とされた会計処理の一部について被告ら5氏に任務懈怠責任が認められ、上記5氏を除く取締役及び執行役（2008年度から2014年第3四半期までの間に就任していた者）につきましては、現当社取締役代表執行役社長室町正志を含め、本件不適切会計処理について法的責任を認めることはできないとされています。この結論は、第三者委員会が調査した資料のほか役員責任調査委員会が自ら収集した資料を加えた多数の資料を精査した上で導かれたものです。監査委員会としては、役員責任調査委員会から報告を受けた調査の方法及び結論を踏まえて慎重に検討した結果、そのいずれもが合理的であり、これらに依拠することが相当と判断したものです。

以 上